

三芳町子どもの権利条例等検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 三芳町子どもの権利条例（以下「条例」という。）の制定及びその推進にあたり、必要な事項を検討するため、三芳町子どもの権利条例等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の制定に関して調査・検討を行い、報告を行うこと。
- (2) 条例の推進にあたり、その検証に関すること。
- (3) その他、子どもの権利に関する施策の充実に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 住民代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を非公開することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。